



第4章

さまざまな人権課題への取り組み

日本における人権教育・啓発は、日本国憲法の下、全ての国民に基本的人権の享有を保障することを目的とし、2002(平成14)年に策定された「人権教育・啓発に関する基本計画(第一次)」に沿って進められてきました。

しかし、第一次計画策定後、国際化、情報化、少子高齢化といった社会経済情勢の変化や、人権教育のための世界計画、「ビジネスと人権」^{P140}に関する国際的な要請の高まり、いわゆる「複合差別」の観点といった国際的潮流の動向により、わが国の人権状況は大きく変化しています。

これらの変化を踏まえ、人権課題の解決に向けて、新たな基本計画、「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」^{P135}が定められ、各種人権課題の解決に向けた施策の推進をめざしています。

特に、インターネット上の人権侵害は深刻化し、社会の分断を招き、基本的人権の根幹を揺るがす恐れがあるとの認識も示されています。

1. 女性の人権

● 条約・法制度の整備状況

国際社会においては、1985(昭和60)年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)が締結されました。その中では、男子も女子も個人として等しく尊重されるべきとされており、女性の地位向上に向けた取り組みが進められてきました。

また、2015(平成27)年に国連で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」^{P130}では、「ジェンダー平等の実現」が掲げられ、性別に関わらず、平等に責任や権利や機会を分かちあうことが求められています。

わが国では、1999(平成11)年に「男女共同参画社会基本法」が施行され、その基本理念や方向性が示されています。その後、2020(令和2)年に「第5次男女共同参画基本計画」が策定され、「ジェンダー平等の意識改革と社会全体の理解促進」、「女性の経済的自立と活躍推進」、

「男女が共に安心して暮らせる社会の実現」、「多様な性別・性自認を尊重する社会づくり」等を目標とし、ポジティブ・アクション(積極的改善措置)^{P141}をはじめとするさまざまな取り組みが進められてきました。

2022(令和4)年には、「女性の活躍推進に関する新たな行動計画」が策定され、女性の多様な活躍促進やジェンダー平等のさらなる推進、働き方改革との連携強化などが盛り込まれています。また、2015(平成27)年に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)が一部改正され、この改正により、女性活躍推進の対象範囲が拡大され、企業や自治体における女性の活躍推進に加え、多様な人材の活用やジェンダー平等の推進がより一層強化されています。

2024(令和6)年4月には、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思を尊重されながら最適な支援を受け、自立できるよう支援体制を整備することを目的として、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」^{P133}が施行されました。

2025(令和7)年には、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(ストーカー規制法)、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)が相次いで改正されています。

大阪府では、2021(令和3)年に策定された「おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)」にもとづき、「男女共同参画社会の実現に向けた意識改革」、「方針の立案・決定過程への女性の参画拡大」、「職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの推進」、「多様な立場の人々が安心して暮らせる環境の整備」の4つを重点目標とし、男女共同参画社会の実現に向けた取組が進められており、2026(令和8年)以降の新たな男女共同参画プランも策定されています。

また、2022(令和4)年には、「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2022-26)」が策定されました。

● 本市における取り組み

本市では、1988(昭和63)年に女性施策の基本方向を示した「男女平等を推進するための八尾市指針」の策定とともに、八尾市女性施策推進本部(現在の八尾市男女共同参画施策推進本部)を設置し、男女共同参画の推進に努めてきました。

1999(平成11)年には、「やお女と男のはつらつプラン」、2009(平成21)年には、「第2次やお

女と男のはつらつプラン」を策定し、性別による固定的な役割分担意識の解消や、男女平等・男女共同参画を浸透させる教育・学習の推進、あらゆる暴力の根絶、人権としての性の尊重などのほかに、男女が対等な立場であらゆる分野に参加・参画することが確保される社会など、男女共同参画社会の実現をめざして取り組んできました。

また、2010(平成22)年には、市民や事業者・市が果たすべき役割、相互に共有しておくべき基本的な考え方等を示した「八尾市男女共同参画推進条例」を施行しました。

さらに、2016(平成28)年に「八尾市はつらつプラン～第3次八尾市男女共同参画基本計画～」を策定し、2021(令和3)年に改定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進しています。

● 現状と課題

社会のあらゆる分野で女性の参画は進んでいるものの、世界経済フォーラムの2025(令和7)年「ジェンダー・ギャップ指数」で日本は148ヶ国中118位と、国際的に見ても男女間格差が大きいという現状であり、政治と経済分野では特に進捗が遅れています。

内閣府の調査によれば、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス^{P128})が依然として根強く存在していることが指摘されています。

性犯罪・性暴力、配偶者等からの暴力(DV^{P137})、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント^{P136}などによる女性の人権侵害は依然として深刻な状況にあり、配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は高水準で推移しています。人身取引(性的サービスや労働の強要等)の問題も存在します。災害時においては、意思決定過程への女性の参画が不十分であり、男女のニーズの違いが十分に配慮されないという課題も生じています。

現代社会では、女性が抱える困難な課題(生活困窮、性暴力、家庭破綻など)が複雑化・多様化・複合化しており、新たな支援の強化が喫緊の課題となっています。この状況に対応するため、2024(令和6)年4月に従来の売春防止法に基づく「保護更生」の枠組みから脱却し、人権の尊重と擁護、男女平等を基本理念とする「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。この新法に基づき、国や地方公共団体は支援の責務を負い、きめ細やかな支援を行う体制が求められています。

● 「令和6年度人権についての市民意識調査」結果

市民意識調査では、女性に関することで特に問題だと思うこととして、「男女ともに、働きながら、家事や子育て・介護などを両立できる環境が整備されていないこと」が、前回調査と比較して6.5ポイント減少しておりますが、依然として52.1%でもっとも高い傾向にあります。

● 理解を深めるための啓発課題

- ジェンダー平等の本質的理解の促進

性別にかかわらず互いに尊重し、それぞれの個性と能力を最大限に発揮できる社会の重要性を広く啓発する必要があります。

- アンコンシャス・バイアス^{P128}(無意識の思い込み)の認識と解消

性別に関する無意識の思い込みが日常生活や職場に存在することを認識し、それらを解消する意識を醸成することが重要です。

- 多様な生き方・働き方の肯定

女性が多様なキャリアパス^{P132}を選択し、ワーク・ライフ・バランスを実現できるような社会を肯定的に捉える視点を広める必要があります。

● めざす姿(目標)

女性の人権が尊重され、誰もが偏見や差別なく、
能力を発揮し、自分らしく生きられる社会

2. こどもの人権

● 条約・法制度の整備状況

1989(平成元)年の国連総会で、「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)が採択され、18歳未満のすべてのこどもを対象として、こどもが保護の対象としてだけではなく、権利の主体であることが明確に規定されました。こどもはいかなる差別も受けず、「生きる権利」、自分らしく「育つ権利」、あらゆる虐待、放置、搾取から「守られる権利」、家族や地域社会の一員として「参加する権利」がうたわれています。

わが国では、1994(平成6)年に「子どもの権利条約」を締結し、1998(平成10)年に「児童福祉法」の改正、1999(平成11)年に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」(児童買春、児童ポルノ禁止法)、2000(平成12)年に虐待の禁止や児童相談所への通告義務を定めた「児童虐待の防止等に関する法律」(児童虐待防止法)や、2010(平成22)年に「子ども・若者育成支援推進法」が施行されました。

2013(平成25)年には「いじめ防止対策推進法」^{P129}が施行され、いじめ防止等のための対策についての国及び地方公共団体等の責務が明確にされました。

2014(平成26)年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(子ども貧困対策推進法)が施行され、同法は、2024(令和6)年9月に「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」^{P133}に改正されています。

また、2015(平成27)年3月に「少子化社会対策大綱」が取りまとめられ、同年4月より、子ども・子育て関連3法に基づき、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざし、社会全体で子ども・子育て世帯を支える環境づくりを進める「子ども・子育て支援新制度」が始まりました。

2017(平成29)年には「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が施行され、さらに、2020(令和2)年4月に「児童福祉法等改正法」が施行され、子どもへの体罰禁止が明記されるなど、こどもの権利を守る法制度の整備が進められてきました。

2023(令和5)年には、こどもの権利利益の擁護等を任務とする「こども家庭庁」が設置され、「こども基本法」^{P132}が施行されました。「こども基本法」は、「子どもの権利条約」の4つの一般原則(差別の禁止、生命・生存・発達に対する権利、こどもの最善の利益、こどもの意見の尊重)に基づき、こどもが個人として尊重され、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざしています。

また、政府は2023(令和5)年に「こども大綱」、2025(令和7)年に「こどもまんなか実行計画」を策定し、幅広いこども施策を一体的に推進しています。

● 本市における取り組み

本市では、2004(平成16)年に「八尾市人権教育基本方針」を策定し、あらゆる教育の場における人権教育を推進しています。

また、2015(平成27)年5月には、「みんなでつくる子どもの未来と幸せ」を基本理念に「八尾市こどもいきいき未来計画」が策定され、2020(令和2)年3月にこどもの健全育成と子育て支援、若者支援を切れ目なく総合的に推進するために「八尾市こどもいきいき未来計画」(後期計画)が策定され、こどもの権利の尊重とこどもの主体性の向上に向けた取り組みを進めてきました。

さらに、2015(平成27)年5月に「八尾市いじめ防止基本方針」が策定され、社会全体でいじめ^{P128}の問題を克服することをめざして取り組みを進めています。

八尾市子育て総合支援ネットワークセンター等においては、すべての子育て家庭が安心して子育てができるためのサポートとして、相談、情報提供、地域の子育て支援、保育サービスを行ってきました。

また、教育センターにおいては、中学校までの学校教育に関わるこどもの相談、情報提供などを行っています。

こどもの虐待への対応としては、2005(平成17)年度に「八尾市児童虐待防止ネットワーク」を設置しました。現在は、このネットワークから2007(平成19)年度に移行した「八尾市要保護児童対策地域協議会」^{P143}において、関係者が連携して、虐待発生予防の取り組みを進めています。

また、2020(令和2)年4月には、市長部局と教育委員会がより一層連携し、オール八尾市でいじめの未然防止と早期発見・早期対応の取り組みを進めるために、市長部局に「いじめから子どもを守る課」を設置し、すべてのこどもが安心して生活し、健やかに育つことができる地域社会を実現するため、2020(令和2)年10月には「八尾市いじめから子どもを守る条例」を制定するなど、いじめ対策を強化しています。

2022(令和4)年10月、妊娠期からおおむね18歳までのこどもや子育て世帯が気軽に集い、交流や相談できる場所として、こども総合支援センター「ほっぷ」を生涯学習センター内に開設しました。

さらに、2025(令和7)年、こどものこえを聴き、こどものしあわせをいちばんに考える『みんな

でつくる“こどもまんなか”やおのまち』を基本理念とし、「八尾市こども計画」を策定しました。

すべてのこども施策において、こどもの幸せを最優先に考えるとともに、すべてのこどもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、こどもの権利を尊重する視点で取り組みを実施しています。

● 現状と課題

学校においては、児童生徒の取り巻く環境が大きく変化する中、暴力行為やいじめの重大事態が増加傾向となっており、教員による体罰^{P137}や不適切指導も依然として存在します。スマートフォン等のインターネット利用普及により、SNSやインターネット上での悪質ないじめ、児童買春・児童ポルノ等の性犯罪や性暴力、デートDV^{P137}等の被害事例が発生しています。

家庭における児童虐待の相談対応件数も依然として多く、こどもの権利利益の擁護は喫緊の課題です。2024(令和6)年の小・中・高生の自殺者数は過去最多を記録するなど、こどもを取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

少子化や地域社会とのつながりの希薄化による子育ての孤立化、経済的格差によるこどもの貧困や虐待、さらには教育格差の拡大といった問題が深刻化しています。

● 「令和6年度人権についての市民意識調査」結果

市民意識調査では、こどもの人権に関して特に問題だと思うこととして、「インターネットやスマートフォン、SNSなどでいじめや嫌がらせを行うこと」が69.1%で最も高く、次いで「親がこどもに虐待をすること(暴力、暴言、食事を与えないなど)」が64.1%、「仲間はずれや無視、暴力や相手が嫌がることをしたりさせたりするなど、いじめを行うこと」が63.6%となっています。

前回調査と比較して、「インターネットやスマートフォン、SNSなどでいじめや嫌がらせを行うこと」が8.2ポイント増加しています。学習経験がある層でも、「こどものしつけのための体罰」について否定的な考え方を持たない市民が一定数いることが課題です。

● 理解を深めるための啓発課題

- 「こどもは守られるべき存在」から「権利の主体」への意識転換
こどもを単なる保護の対象としてではなく、自律した個人としてその意見や意思を尊重する意識を広める必要があります。
- 「子どもの権利条約」の具体的な内容の周知
「子どもの権利条約」が具体的にどのような権利を保障しているのかを、こどもから大人まで分かりやすく伝える必要があります。
- こどものSOSのサインを見逃さない感性の育成
こどもの発するSOSのサインに気づき、適切に対応できるような感性を、家庭、学校、地域社会全体で育むことが重要です。

● めざす姿(目標)

こどもの人権が尊重され、誰もが偏見や差別なく、誰もが健やかに成長し、
いじめのない自分らしく生きられる社会

3. 高齢者の人権

● 条約・法制度の整備状況

1982(昭和57)年の国連の高齢化に関する世界会議において、「高齢化に関する国際行動計画」が採択され、1991(平成3)年にはその行動計画推進などを目的として、「高齢者のための国連原則」(高齢者の自立、参加、ケア、自己実現、尊厳の実現)が採択されました。

わが国では、2006(平成18)年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(高齢者虐待防止法)が施行され、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した人は速やかに市町村に通報することが義務づけられました。

また、同年、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)が施行され、高齢者の自立支援や尊厳の確保を図っています。

2024(令和6)年1月には、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」(認知症基本法)が施行され、「新しい認知症観」に立つ認知症施策が推進されています。

● 本市における取り組み

本市では、2018(平成30)年4月からの「第7期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」では、「認知症対策と高齢者の権利擁護の推進施策」等を基本施策として、認知症対策、見守り・相談体制の充実、生きがいづくりや健康づくりに向けた支援、見守り・相談体制の充実、認知症対策などの取り組みを推進してきました。

また、2021(令和3)年度からの「第8期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」において、「高齢者が安心して暮らし続けられる社会の実現」という基本目標に「地域共生社会に向けた地域包括ケアシステムの強化」という副次目標を加えるとともに、目標の実現に向けて効率的に計画を進めてきました。

さらに、2024(令和6)年度からの「第9期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」において、第8期計画において推進してきた身近な地域の視点で高齢者を支える取り組みの成果を踏まえ、「高齢者が自分らしくいきいきと暮らし続けられるまち 八尾」という基本目標に「1人で悩まない、地域で支え合う、地域共生社会の実現」という副次目標を加えるとともに、第6次総計を念頭におき、5つの基本施策を設定し、目標の実現に向けて効率的に計画を進めています。

高齢者あんしんセンター(八尾市地域包括支援センター)においては、介護サービスに関する相談や虐待、「成年後見制度」に関する相談など、高齢者が地域で安心して暮らし続けていくための取り組みを進めています。

また、八尾市地域ケア会議において高齢者の保健・医療・福祉及び地域との円滑な連携と調整を図り、虐待や認知症等の高齢者の人権に関わるケースについては関係機関と連携して人権擁護に配慮した対応を行っています。

● 現状と課題

人口の高齢化が急速に進む中で、高齢者の人権は、高齢者虐待の防止や権利擁護が重要視されています。

養護者や養介護施設従事者等による身体的・心理的虐待、および経済的虐待など、高齢者の人権問題は依然として深刻な状況にあります。急速な高齢化に伴い、認知症の人の数が増加しており、国民一人ひとりが認知症を自分ごとと理解し、共生する社会の実現が求められています。

高齢者を狙った詐欺被害も増加しており、特に還付金詐欺や架空料金請求詐欺が急増しています。

高齢者が社会の重要な一員として尊重され、就業を含む多様な社会活動に参加する機会が確保される社会の形成が課題です。年齢に関わりなく希望に応じて働ける環境の整備や、学習・社会参加の促進など、高齢者が生き生きとした人生を送ることができるよう支援することが重要です。全ての世代の人が「超高齢社会」を構成する一員として、互いに支え合い、希望が持てる未来を切り開いていく必要があります。

「80」代の親が「50」代のこどもの生活を支えるという「8050問題」^{P139}等、ひきこもり状態にある中高年のこどもが自立できず、高齢の親が経済的・精神的な負担を抱え込むケースが多く見られます。

● 「令和6年度人権についての市民意識調査」結果

市民意識調査では、高齢者の人権に関して特に問題だと思うこととして、「悪徳商法や詐欺などで財産を搾取すること」が55.8%で最も高く、次いで「病院や福祉施設において、職員等の対応が不十分であったり、暴力、暴言などの虐待をしたりすること」が44.6%、高齢者虐待防止法の認知状況では「名称は知っている」が41.3%であるのに、「内容まで知っている」は8.5%にすぎません。

学習経験がない層において、「高齢者の人権について」学びたいという関心が高い傾向にあり、地域における人権学習が高齢者層へのアプローチとして重要であることが示唆されています。

● 理解を深めるための啓発課題

- エイジズムの克服

高齢者を画一的に捉えるのではなく、多様な個性と能力を持つ個人として尊重する意識を社会全体で醸成する必要があります。

- 高齢者の経験・知識の尊重と活用

高齢者が長年培ってきた経験や知識が社会の貴重な資源であることを認識し、積極的に活用する機会を創出する視点を広める必要があります。

- 多世代共生の推進

若年層が高齢者に対する理解を深め、多世代が交流し、共に支え合う社会の重要性を啓発する必要があります。

● めざす姿(目標)

高齢者の人権が尊重され、誰もが偏見や差別なく、
安心して生き生きと自分らしく暮らせる社会

4. 障がい者の人権

● 条約・法制度の整備状況

国連は、1975(昭和50)年に「障害者の権利宣言」を採択し、1981(昭和56)年を「完全参加と平等」を掲げた「国際障害者年」とし、その後、順次「国連障害者10年」、「アジア太平洋障害者の10年」、「新アジア太平洋障害者の10年」を定め、各国に具体的な取り組みを求めてきました。

2006(平成18)年に、障がいの有無に関わらず、人としてあたりまえの権利と自由を同じように認め、社会の一員としてあたりまえに生活し、行動し参加できる社会をめざすことを目的とした「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約)が採択され、わが国も2014(平成26)年に締結しました。同条約には、障がいに基づくあらゆる差別の禁止や、障がい者の社会への参加・包容の促進、同条約の実施を促進し、保護し、及び監視するための枠組みの設置等、障がい者の権利実現のために締約国がとるべき措置等が規定されています。

わが国では、1993(平成5)年に「障害者基本法」が施行され、初めて精神障がい者が障がい者と位置づけられ、2004(平成16)年に、障がいを理由とする差別禁止の規定が追加されました。

また、2002(平成14)年に「身体障害者補助犬法」、2012(平成24)年に「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)、2013(平成25)年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)が施行され、障がい福祉サービスの充実が図られています。

2005(平成17)年には、「発達障害者支援法」が施行され、自閉症^{P134}、LD(学習障がい)^{P131}

やADHD^{P130}(注意欠陥・多動性障がい)などの発達障がい^{P139}の早期発見とともに、支援について国や自治体の責務と規定されました。

さらに、2016(平成28)年には、「不当な差別的取り扱い」を禁止し、「合理的配慮^{P132}の提供」を求め、障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることをめざした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」^{P134}(障害者差別解消法)が施行され、同年、大阪府においても、「大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」が施行されました。

2018(平成30)年には、「全ての国民が、障害の有無、年齢等にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との理念のもと、「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」が施行されました。

2024(令和6)年4月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が改正され、「事業者による合理的配慮の提供」が義務化されました。

また、旧優生保護法^{P132}については、優生手術等を強いられた多くの人々が耐え難い苦痛を経験し、2024(令和6)年7月3日には、最高裁判所が同法規定を憲法違反とし、国の損害賠償責任を認めました。

これを受け、政府は「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部」を設置し、「行動計画」を策定し、取り組みを強化しています。

● 本市における取り組み

本市では、2013(平成25)年に「第3期八尾市障がい者基本計画～ふれあいプラン～(後期計画)」を策定し、障がいのある人に対する差別意識や偏見の解消、障がいのある人の社会参加の促進に取り組みました。

2021(令和3)年4月からの「第4期八尾市障がい者基本計画」において、「障がいのある人もない人も、ともに認め合い、ともにつながり、ともにかがやく共生のまちづくり」を基本理念として、障がいのある人もない人もすべての人が住み慣れた八尾の地でかけがえのない個人として尊重され、地域のつながりの中で安心して自分らしく生きていくことができるよう、障がい者施策を進めています。

また、2021(令和3)年4月からの「第6期八尾市障がい福祉計画及び第2期八尾市障がい児

福祉計画」において、障がい福祉サービスや障がい児通所支援等のサービス基盤の整備を図りました。

さらに、2024(令和6)年4月には、「第7期八尾市障がい福祉計画及び第3期八尾市障がい児福祉計画」を策定し、障害者総合支援法や児童福祉法に定めるサービス等の必要量を見込むとともに、その提供体制を確保するための方策を定め、サービス提供体制の計画的な整備を図ることにより、障がいのある人もない人も、ともに生きる地域づくりの実現をめざしています。

● 現状と課題

障害者差別解消法に基づく「合理的配慮の提供」など、障がいを理由とする差別の解消に向けた取り組みが進められています。

旧優生保護法問題は、国の施策が憲法に違反していたことに対する真摯な反省を促しており、二度と繰り返さないよう障がい者に対する偏見や差別を根絶し、共生社会を実現することが政府全体の責務とされています。

障害者差別解消法が施行されたものの、その意義や趣旨、求められる取り組みについて幅広い国民の理解をさらに深める必要があります。障がい者に対する偏見・差別や障がい者を排除しようとする優生思想の根絶が依然として課題です。物理的バリアだけでなく、情報や心のバリアを取り除くことが必要です。

障がいのある人による自己決定や自己選択を尊重し、自ら望む暮らしを実現するための施策の充実が求められています。障がいのある人が住み慣れた地域において自立した生活や社会参加ができるよう、必要なサービスや社会資源の充実を図る等、総合的・体系的な施策の推進が重要です。

● 「令和6年度人権についての市民意識調査」結果

市民意識調査では、障がいのある人の人権に関して特に問題だと思うこととして、「道路の段差や乗り物、建物の設備などにおいて、障がいのある人が暮らしやすいまちづくりが進んでいないこと」が44.4%で最も高く、次いで「働ける場所や雇用に取り組んでいる企業が少くないこと」が40.0%、「聴覚や視覚に障がいのある人などへ必要な情報を伝える配慮が足りないこと」が31.1%となっています。

「障害者の権利に関する条約」、「障害者虐待防止法」、「障害者差別解消法」など障がい者の人権に関わる条約や法律の認知度は非常に低くなっています。

学習経験のない層では、「じろじろ見たり、避けたりすること」や「近隣や地域の人とのふれあいや理解を深める機会が少なく孤立していること」をより問題視する傾向が見られます。

● 理解を深めるための啓発課題

- 合理的配慮の必要性と具体的な内容の理解
合理的配慮がなぜ必要なのか、本人の意向をどのように調整するのかを、広く社会に周知する必要があります。
- 多様な障がいの特性と必要な支援の理解
障がいには様々な種類があり、それぞれ必要な支援が異なることを理解し、個別具体的なニーズに応じた対応の重要性を啓発する必要があります。

● めざす姿(目標)

障がい者の人権が尊重され、誰もが偏見や差別なく
ともに輝き、自分らしく生きられる社会

5. 部落差別(同和問題)

● 条約・法制度の整備状況

1965(昭和40)年に出された国の同和対策審議会の答申を受けて、答申を具体化するため、1969(昭和44)年に「同和対策事業特別措置法」が、1982(昭和57)年に「地域改善対策特別措置法」が、さらに、1987(昭和62)年に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(地対財特法)が施行され、地域の環境や住民の生活向上等の実態的差別は大きく改善されました。

その後、2002(平成14)年3月末に、これらの財政上の特別措置を講じるための法律は失効し、以降は、一般施策を活用して、残された課題の解決に努めることとなりました。

また、2016(平成28)年に「部落差別の解消の推進に関する法律」^{P141}(部落差別解消推進法)が施行されました。この法律は、現在もなお部落差別(同和問題)は存在するとともに、情報化の進展に伴って、部落差別(同和問題)に関する状況が変化している中で、部落差別(同和問題)は許されないものであるとの認識の下に、部落差別(同和問題)のない社会を実現することを目的としています。

● 本市における取り組み

本市では、1963(昭和38)年に「同和教育の基本方針」を策定し、部落差別(同和問題)の解決に取り組んできました。

また、1970(昭和45)年に、八尾市同和対策審議会の答申が出され、生活環境や生活実態の改善、同和教育の推進に取り組んできました。その後、2002(平成14)年3月末で特別措置による法律が終了し、現在においては、一般施策を活用して残された課題の解決に努めています。

部落差別(同和問題)の解決に向けて、2004(平成16)年に「八尾市における同和問題を解決するための施策のあり方について」を策定し、その後、2013(平成25)年に時点修正を行い、各分野における施策の推進方向に基づいて取り組みを進めてきました。

「人権教育・啓発」に関わる施策の推進方向として、「同和問題に対する正しい理解の促進と人権尊重の理念の普及」では、①市民が同和問題を正しく理解し認識を深め、それが態度や行動に結びつくよう手法や内容に工夫をこらすこと、②差別の厳しさを強調するだけでなく、同和問題が解決可能な問題であるという具体的な展望を示すこと、③人権尊重の理念が社会のルールとして浸透するよう、人権に関する法制度などの普及・啓発に努めること、④地域における交流やまちづくりの協働活動などを通じて、豊かな人間関係づくりを進め、人権を学ぶことができるよう人権教育・啓発を推進していくことがあげられています。

その他、フィールドワークや参加体験型等の手法を取り入れるほか、人権課題の当事者の体験や願いから学んだ「人権教育プログラム・教材の開発」、「人権教育・啓発の推進を担う人材の養成」、人権についての市民意識調査や差別事象の分析など「人権教育・啓発に関する情報収集・提供と調査・研究」、「土地取引等における差別の解消」、「行政・企業とNPO等との協働促進・支援」、「公務員などへの人権教育の実施」、「推進体制の整備」があげられています。

また、「教育」に関わる施策の推進方向においては、「教育の機会均等の確保」、「確かな学力の向上」、「人権教育の一環としての同和教育の推進」、「家庭教育、子育て支援の促進」、識字教室の充実や情報活用能力の向上など「学習活動や自主的活動の充実への支援」を掲げています。

2011(平成23)年10月に改正された「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制に関する条例」では、部落差別(同和問題)につながる「個人調査」と「土地調査」を規制しており、本市においてもその周知に努めています。

また、第三者が戸籍謄本や住民票の写しなどを不正に取得した事件が次々に明らかになったため、2013(平成25)年には、登録型「本人通知制度」^{P141}を導入し、戸籍謄本等の不正請求の抑止に向けた取り組みを進めています。

さらに、2019(令和元)年7月に、市長より八尾市人権尊重の社会づくり審議会に対し、「部落差別の解消に関する施策について」諮問を行い、2021(令和3)年12月に同審議会より『八尾市「部落差別の解消に関する施策の方向性について」八尾市部落差別解消推進基本方針答申』の提出を受けました。

● 現状と課題

法務省の「令和7年版人権教育・啓発白書」によると、部落差別(同和問題)は、日本社会の歴史的過程で形成された身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であること等を理由に結婚を反対されたり、就職等の日常生活の上で差別を受けたりするなどしている、わが国固有の人権問題であり、早期解決が国民的課題とされています。

戦後、特別措置法に基づく施策により生活環境は大きく改善され、差別意識解消に向けた教育・啓発も進みましたが、情報化の進展等に伴い、状況は変化しています。

部落差別(同和問題)は劣悪な生活環境の改善が進んだものの、情報化社会の進展に伴い、インターネット上の識別情報の適示やデマの掲載などで深刻化しており、土地売買や結婚や就職における差別も依然として根強く残っています。

また、近年、インターネット上では特定の地域を同和地区と指摘する「識別情報の適示」が増加しています。

教育・啓発においては、部落差別(同和問題)の実態を踏まえて正確な情報を伝えるとともに、部落差別(同和問題)に関する正しい知識のもと、物事を合理的に判断して行動するように働きかける教育・啓発が求められています。

「えせ同和行為」の排除も引き続き必要です。就職や結婚に際しての差別身元調査、土地に関する差別調査といった問題も報告されています。

大阪府では「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制に関する条例」(2025(令和7)年6月一部改正)により、差別につながる調査を規制し、毎年10月を条例啓発月間として周知啓発活動を行っています。

『八尾市「部落差別の解消に関する施策の方向性について」

八尾市部落差別解消推進基本方針答申』

2021(令和3)年12月に八尾市人権尊重の社会づくり審議会より出された本答申では、部落差別解消推進法の理念に基づき、解消に向けた施策の方向性を「部落を改善する」から「差別を変える」へと転換し、複合的な課題に対応できる相談体制の抜本的な強化、および、当事者の体験や願いを踏まえた体系的かつ実践的な教育・啓発の推進が急務であるとされています。

また、部落差別の解消は重要な課題と認識しており、答申には「部落差別の解消をめざす相談体制の充実」、「部落差別の解消をめざす人権教育・啓発の推進」、「部落差別の解消をめざす実態調査の実施」、「部落差別の解消をめざす同和地区の生活改善とにぎわいと交流の推進」、「国・大阪府への働きかけ」といった方向性が示されています。

この方向性は、すべての人権課題に関連する項目であり、本計画の「第6章 人権教育・啓発を進めるために」の項目に取り入れています。

● 「令和6年度人権についての市民意識調査」結果

「部落差別解消推進法(部落差別の解消の推進に関する法律)」を「知っている計」は40.3%、「大阪府部落差別調査規制条例(大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例)」を「知っている計」は19.3%となっており、認知状況は高いとは言えません。

部落差別(同和問題)に関することで特に問題だと思うこととして、「正しく理解されていないこと」は36.8%で最も高く、次いで、「インターネットなどを利用して、デマや差別的な情報を掲載すること」は32.9%、「就職や職場等において不利な扱いをすること」は29.8%、「結婚や就職にあたって、身元調査をすること」は29.2%と上位を占めています。

部落差別(同和問題)に関する教育や啓発はできるだけ行わず、そっとしておくほうがよいという考え方は「そう思わない計」が45.5%で、「そう思う計」の18.6%に比べ26.9ポイント上回っています。

インターネットなどで、デマや差別的な情報が掲載されている中、部落差別(同和問題)を正しく理解するための啓発が求められています。

● 理解を深めるための啓発課題

- 「知らないこと」が差別を再生産する構造の認識
部落差別(同和問題)について「知らない」ことが、無意識のうちに差別を助長する可能性を認識し、学ぶことの重要性を啓発する必要があります。
- 歴史的背景と現代の差別のつながりの理解
過去の歴史が現代の差別にどのように影響しているのかを理解し、その不当性を認識する視点を広める必要があります。
- インターネットリテラシー^{P129}の向上
インターネット上の不確かな情報や差別情報に惑わされず、冷静かつ批判的に情報を見極める能力を育むことが重要です。
- 個人の尊厳尊重の徹底
どのような出自であっても、一人の人間として尊重されるべきであるという基本的人権の理念を社会全体で共有し、行動に移すことが重要です。

● めざす姿(目標)

部落差別(同和問題)が解消され、
誰もが偏見や差別なく、自分らしく生きられる社会

6. 外国人の人権

● 条約・法制度の整備状況

日本国憲法は、権利の性質上日本国民のみを対象とすると解されるものを除き、在留外国人にも基本的人権の享有を保障しており、国際的にも「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」が人種差別の撤廃を求めています。

2006(平成18)年3月に、「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、外国人市民に対して行うべきコミュニケーション支援、生活支援、多文化共生の地域づくりの指針を示し、「国際交流」、「国際協力」、「地域における多文化共生」の3つを柱とする取り組みが進められています。

2012(平成24)年には、「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が施行され、外国人市民も「住民基本台帳制度」の対象となりました。

また、2016(平成28)年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」^{P142}(ヘイトスピーチ解消法)が施行されました。この法律は、特定の民族や国籍の人びとを排斥する差別的言動であるヘイトスピーチをなくし、人種や民族等の違いを超え、互いに人権を尊重しあう社会をめざすものです。

さらに、2017(平成29)年に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が施行されました。

その後、政府は「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」や「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」を策定し、「外国人を含め、全ての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会」の実現をめざしています。

● 本市における取り組み

本市では、1979(昭和54)年に職員採用試験(行政職)の受験資格から国籍条項を撤廃、1990(平成2)年には、「八尾市在日外国人教育基本指針」を策定し、在日外国人教育・国際理解教育の推進に努めてきました。

また、1990(平成2)年8月には、(財)八尾市国際交流センターを設立し、市民の国際意識の高揚や諸外国との相互理解の増進、外国人市民との相互交流、外国人市民への支援など各種の施策を実施してきました。

2003(平成15)年に策定された「八尾市国際化施策推進基本指針」に基づき、2004(平成16)年に「八尾市国際化施策推進計画」を策定、そして、2014(平成26)年に「八尾市多文化共生推進計画」を策定し、2021(令和3)年度からは「第2次八尾市多文化共生推進計画」に基づき、多文化共生社会の構築をめざして取り組みを進めています。

2011(平成23)年に市の施策や事業に対して、外国人市民の当事者や支援者などの意見を聞く場として、外国人市民会議を設置しました。

また、本市では、2008(平成20)年度より外国人相談事業を外国人集住地区に近い、桂及び安中人権コミュニティセンターの2箇所で開催してきましたが、2019(令和元)年12月に国の「外国人受入環境整備交付金」を活用し、新たに市の外国人相談事業を束ねる「基幹窓口」を八尾市生涯学習センター内に整備し、市全体としての相談体制の拡充を図りました。

そのほか、災害時の外国人市民への支援としては、2016(平成28)年度に(公財)八尾市国際交流センターと協定を締結し、設置に向けての研修等に取り組んでいます。

さらに、アメリカ合衆国ワシントン州ベルビュー市、中華人民共和国上海市嘉定区と、それぞれ姉妹都市・友好都市として、文化・スポーツ・行政等における交流を進めてきました。上海市嘉定区とは、相互に中高生を派遣しあい、国際理解を深め、交流を図っています。

地域においては、異文化にルーツのある人びとが集う行事である「八尾国際交流野遊祭」が毎年開催され、地域における外国人市民との共生が進められています。

● 現状と課題

わが国に在留する外国人数は増加傾向にあり、国際化の進展、技能実習生を含む外国人労働者の増加に伴い、外国人は社会生活においてより身近な存在となっています。

わが国では、外国にルーツのある人がさまざまな理由で暮らしていますが、就労の場面で差別的な扱いを受けたり、入居・入店を拒否されたりするなど、他国の言語、宗教、習慣等への理解不足から生じる偏見が依然として根強く存在し、人種・民族・国籍への偏見から生じるレイシャル・ハラスメント^{P143}が社会問題となっています。

また、言語の問題から、行政サービスの利用や情報の取得が困難で不利益が生じるという状況もあります。

2010(平成22)年頃には、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動(ヘイトスピーチ)が社会問題化し、2016(平成28)年「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」が施行されましたが、依然としてインターネット上でのヘイトスピーチに対する対応や政治活動との関係などの課題が残されています。

大阪府では、2019(令和元)年に「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」を施行し、ヘイトスピーチの根絶に向けた教育・啓発、2023(令和5)年には「大阪府在日外国人施策に関する指針」を改正し、多言語コミュニケーション支援などの共生社会の実現に向けて取り組まれています。

本市は、外国籍を有する市民が大阪府内で4番目に多い自治体であり、歴史的な経緯から、韓国・朝鮮籍市民が以前から多く暮らしていましたが、ベトナム籍や中国籍の人など、さまざまな国籍や民族、文化的背景を持った外国人市民がともに暮らしています。

また、本市の企業で働く外国人労働者や受け入れている技能実習生、留学生など、新たに本市を生活の拠点とする外国人市民が増加しており、互いの違いを尊重する姿勢がますます求められます。

本市では、外国人市民へのやさしい日本語を含む多言語での情報提供や日本語学習支援、外国人相談窓口の設置などの生活支援を実施していますが、外国人の多様化、生活エリアの拡大にどのように対応するのが課題となっています。

また、学校現場でも通訳派遣や日本語指導、多言語進路ガイダンスなどの支援を行っていますが、増加する日本語指導を必要とする子どもをどう支援するのが課題となっています。

● 「令和6年度人権についての市民意識調査」結果

「ヘイトスピーチ解消法(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推

進に関する法律)」の認知状況は「知っている計」は38.0%で、高いとは言えません。

外国人に関することで特に問題だと思うことは、「特定の民族や国籍の人々に対して不当な差別的言動(ヘイトスピーチ)が行われること」は37.3%で最も高く、次いで、「外国語で対応できる相談窓口や病院・施設が少ないこと」は35.0%、「就職や職場等において不利な扱いをすること」は25.8%と上位を占めています。

「外国人労働者が増えると日本人の労働の場が奪われる」という考え方は「そう思わない計」が45.7%、「外国人が近所に引越してくることは不安である」という考え方は、「そう思わない計」が39.3%と「そう思う計」25.9%を上回っています。

学習経験がある層では、ヘイトスピーチや相談窓口の不足をより強く問題視する傾向が見られます。

● 理解を深めるための啓発課題

- 外国人との共生の重要性の認識
国籍や文化の違いに関わらず、多様性を尊重しながら、共に地域社会を創り、支えあう存在として尊重し合うことの重要性を啓発する必要があります。
- 異文化理解の促進
異なる文化や習慣を持つ人々と交流し、互いの違いを尊重する姿勢を育むことが重要です。
- 排外主義的な言動の不当性の認識
ヘイトスピーチが個人の尊厳を傷つけ、社会に分断をもたらす不当な行為であることを認識し、毅然とした態度で反対する意識を広める必要があります。
- メディアリテラシーの向上
外国人に関する偏った情報やデマに惑わされず、正確な情報に基づいて判断する能力を育むことが重要です。

● めざす姿(目標)

国籍や文化、言葉の違いに関わらず、誰もが偏見や差別なく、互いの人権が尊重され、安心して自分らしく生きられる社会

7. インターネット上の人権

● 条約・法制度の整備状況

2002(平成14)年に、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」^{P138}(プロバイダ責任制限法)が施行され、インターネット上で名誉毀損やプライバシー侵害が起こった場合、その被害者はプロバイダ等に対して人権侵害情報の発信者(掲示板等)に書き込んだ人)に関する情報の開示や、人権侵害情報の削除を求めることができるようになりました。

また、2003(平成15)年に「個人情報の保護に関する法律」(個人情報保護法)が施行され、これまでの「干渉されない権利」といったプライバシーの概念は、「自らの情報を自らが管理する権利」へと拡大されており、市民自身が個人情報を自ら管理し、コントロールする力をつけるとともに、個人情報の保護について事業者の主体的な取り組みを促進しています。

さらに、2008(平成20)年に、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」(出会い系サイト規制法)の改正法の施行、2009(平成21)年に、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(青少年インターネット環境整備法)が施行されました。

2025(令和7)年4月には「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」^{P138}(情報流通プラットフォーム対処法)が施行され、被害者救済と表現の自由のバランスを図りつつ、9つの大規模プラットフォーム事業者に対し、削除申出窓口の整備による対応の迅速化、運用状況の透明化、および侵害情報調査専門員の配置を義務付けました。これにより、発信者情報開示請求権の規定も含め、匿名性の高い人権侵害に対し、迅速かつ適切な対処ができる体制が強化されました。

また、2022(令和4)年の刑法改正により、侮辱罪の法定刑が引き上げられました。

大阪府では、2023(令和5)年10月に「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」^{P131}を一部改正し、被害者や行為者への相談支援体制のさらなる充実に取り組んでおり、本条例を踏まえ、インターネット上のトラブル等の専門相談窓口である「ネットハーモニー」^{P138}を設置し、インターネット上の人権侵害への対応に取り組んでいます。

● 本市における取り組み

本市では、高度情報社会においては、本人が気づかない間に個人情報が収集され、利用されることが起こり得ることに対応して、1998(平成10)年10月に「八尾市個人情報保護条例」を施行し、個人情報の適正な取り扱いを推進してきましたが、2023(令和5)年に「八尾市個人情報保護条例」を廃止し、「個人情報保護法」により運用しています。

また、2023(令和5)年10月に一部改正された「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」を踏まえ、大阪府が設置している「ネットハーモニー」の周知や案内を行うなど、大阪府と連携し、インターネット上の人権侵害への対応に取り組んでいます。

● 現状と課題

情報化社会の進展に伴い、スマートフォンやSNSが普及し、情報の伝達手段としてインターネットが急速に発展し、誰もが情報を瞬時に発信・入手・拡散できる社会となりました。

しかし、その一方で、インターネット上の人権侵害が深刻化しています。個人への誹謗中傷、名誉毀損、プライバシーの侵害、差別を助長する表現、子どもが犯罪に巻き込まれるケースなど、さまざまな人権問題が急速に深刻化しています。

インターネット上の情報は瞬時に拡散し、削除が極めて困難であるという特徴があります。加害者が匿名であることが多く、動機も多様で、「自己の正義感に基づく言論が誹謗中傷に発展するケース」や「広告収入目的のケース」などがあります。

災害発生時においても、不確かな情報に基づく他者への不当な扱いや、被災者等への偏見・差別を助長する情報の発信・拡散といった問題も発生しており、これは災害対応の妨げにつながりかねません。

また、たとえインターネット上で加害者と繋がることができる場合も、アプローチの仕方によっては差別を助長する情報発信や拡散をされる可能性もあり、対応に苦慮している現状があります。

相談窓口に寄せられる被害件数は高止まりしており、抜本的な解決には至っていません。被害者にならないための留意点や対応だけでなく、加害者にならないための「責任ある情報発信」という観点からの教育・啓発に重点を置く必要があります。今後、プロバイダ等の事業者による自主的な削除・取り組みの継続が望まれます。

政府は「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」を策定し、情報モラ

ル^{P134}及びICTリテラシーの向上、発信者情報開示に関する取り組みを推進しています。

本市では、インターネットを悪用した児童等の犯罪被害防止のため、保護者と児童等で利用ルールを定めることやフィルタリングサービス^{P140}の活用を推奨しています。

● 「令和6年度人権についての市民意識調査」結果

インターネットに関する人権に関して特に問題だと思うこととして、「デマを流したり、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現などを掲載すること」は40.4%で最も高く、次いで「個人情報流出などの問題が多く発生していること」は34.2%、「インターネット上で人権侵害を受けた人のための相談・支援体制が十分でないこと」は32.3%となっています。

● 理解を深めるための啓発課題

● 匿名性の光と影の認識

インターネットの匿名性は、既存の人間関係に縛られない自由な自己表現や多様な価値観の共有を促進する一方で、無責任な発言や誹謗中傷を助長する負の側面があることを認識する必要があり、人間としての尊厳を踏みにじる人権侵害を伴う表現は許容されません。

● 発信者としての責任の自覚

インターネット上で情報を発信する際には、その情報が他者に与える影響を考慮し、責任を持って発信することの重要性を啓発する必要があります。

● 情報を見極める力の向上

インターネット上の情報がすべて正しいわけではないことを理解し、情報源の信頼性や内容の真偽を多角的に検証する能力を育むことが重要です。

● 悪質な投稿の違法性の認識

インターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害において、違法性があると判断された場合に法的措置が課せられる可能性があります。

● 被害者への共感と支援の姿勢

インターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害の被害者に対する共感と、適切な支援を提供する姿勢を社会全体で育むことが重要です。

● めざす姿(目標)

インターネット上における人権が尊重され、偏見や差別、誹謗中傷のない、誰もが安全かつ自由に情報を活用し、自分らしく生きられる社会

8. 特定の疾患がある人の人権

● 条約・法制度の整備状況

「らい予防法の廃止に関する法律」(1996(平成8)年)の制定後、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」(ハンセン病問題基本法)(2009(平成21)年)の施行等を通して、人びとの偏見と差別を払しょくし、患者や回復者が地域社会と交流を深めながら自立した社会生活を送ることができるよう、法律に基づく取り組みが進められています。

また、2019(令和元)年に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」の対象に家族を加える改正が行われるとともに、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が施行されました。

● 現状と課題

医学的に不正確な知識や過度の危機意識は、感染症の患者やその家族、医療従事者等への偏見や差別意識を生み出すことがあります。特に、SNSの普及により、不正確な情報が瞬時に拡散し、差別を助長する危険性があります。患者等の人権尊重は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」や「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」に掲げられています。

新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行では、感染者やその家族、医療従事者等への偏見や差別が深刻な社会問題となりました。法改正により差別的取扱い等を防止するための啓発活動が国及び地方公共団体の責務として規定され、基本的人権の尊重が目標として掲げられています。

新型コロナウイルス感染症に関連した問題として、新型コロナウイルスに感染した人やその家族、外国から帰国した人や外国人、感染者の治療にあたっている医療機関従事者やその家族、

宅配便の配達員や運送業者などの流通に従事する人、スーパーやドラッグストアなどの小売業に従事する人や介護職員などの「エッセンシャルワーカー」^{P129}といわれる生活に必需の業務に従事されている人などに対する心ない書き込みや誹謗中傷がSNS等で起こりました。

HIV感染症は早期診断・早期治療により通常の生活が可能ですが、過去の情報から定着した固定観念による理解不足に起因する、HIV感染者やエイズ患者に対する偏見や差別が依然として存在します。正しい知識の普及啓発が重要です。

2024(令和6)年度の「ハンセン病問題に係る全国的な意識調査」では、「ハンセン病元患者の身体に触れることや同じ浴場を利用すること」、「家族と結婚すること」に対して約2割が抵抗感を示しており、社会にハンセン病に対する偏見や差別が根深く残存していることが明らかになっています。

これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性があり、医療従事者の士気の維持の観点からも防止すべき課題です。

感染症は誰でも感染する可能性があるものであり、偏見・差別は許されないこと、法的責任を伴い得ることなどを啓発することが重要です。あらゆる機会を通じて感染症に関する正確な知識の普及啓発に努めるとともに、感染症の患者等に対する偏見や差別の歴史も踏まえ、人権を尊重するための振る舞いを考え、学び、偏見や差別を予防・解消する必要があります。

大阪府では、HIV・エイズ、ハンセン病に関する研修会や啓発冊子の作成を通じて正しい知識の普及啓発に努め、人権相談窓口を開設するなど、正しい知識の普及啓発を行っています。

社会情勢や生活環境の変化等に伴って新たに意識される人権問題についても、特定の人権課題の当事者だけの問題ではなく、社会全体の課題として、人権尊重の観点から人権教育・啓発を進めていく必要があります。

● 「令和6年度人権についての市民意識調査」結果

エイズ患者・HIV感染症患者に関することで特に問題だと思ふこととして、「エイズ・HIV陽性者に関して、正しく理解されていないこと」が42.2%で最も高く、次いで、「偏見による差別的な発言や行動をすること」が29.3%、「患者・陽性者のプライバシーを守らないこと」が26.9%と上位を占めています。

ハンセン病回復者の人権に関して特に問題だと思うこととして、「ハンセン病に関して、正しく理解されていないこと」が33.5%で最も高く、次いで「就職・職場等において不利な扱いをすること」が22.7%、「じろじろ見たり、避けたりすること」が19.4%とされています。

人権学習の経験がある層では、プライバシー保護や差別的言動の問題への気づいた人の割合が高い傾向が見られます。

● 理解を深めるための啓発課題

- 感染症に関する正しい知識の普及
感染経路の誤解をなくし、日常的な接触では感染しないことを広く啓発する必要があります。
- 差別や偏見がもたらす影響の認識
感染者への差別や偏見が、彼らの尊厳を傷つけ、社会生活を困難にさせるだけでなく、感染拡大防止にも悪影響を与えることを啓発する必要があります。
- プライバシー保護の重要性の認識
感染の事実は、個人の最もセンシティブな情報の一つであり、本人の同意なく開示してはならないことを徹底する必要があります。
- 語り継ぐことの重要性
ハンセン病問題は「過去のこと」ではなく、未知の感染症(ウイルス)への対応においては、現代社会にも通じる差別や偏見の問題であり、その教訓を次世代に語り継ぐことの重要性を啓発する必要があります。

● めざす姿(目標)

感染症の患者等の人権が尊重され、誰もが偏見や差別なく、
尊厳を持って自分らしく生きられる社会

9. 性的マイノリティの人権

● 条約・法制度の整備状況

2004(平成16)年7月に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」(性同一性障害特例法)が施行され、一定の条件を満たす人について戸籍の性別変更が可能となりました。

また、2008(平成20)年に同法を改正し、性別変更できる条件を「現に子がいないこと」から「未成年の子がいないこと」に緩和されました。

2017(平成29)年に大阪府では「性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組」が策定され、2019(令和元)年には「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」が施行されるとともに、2020(令和2)年からパートナーシップ宣誓証明制度が開始されました。

2023(令和5)年6月には、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」^{P135}(LGBT理解増進法)が施行されました。これにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないとの認識のもと、共生社会の実現をめざし、理解増進施策が推進されています。

● 現状と課題

性的マイノリティ(LGBTQ+^{P130})の人々は、調査の対象や方法の違い等によるばらつきが見られますが、全人口の5~10%を占めると言われており、性のあり方は多様です。

LGBTQ+は、「レズビアン(女性同性愛者)」、「ゲイ(男性同性愛者)」、「バイセクシュアル(両性愛者)」、「トランスジェンダー(体と心の性に違和がある人)」、「クエスチョニング/クィア(性自認や性的指向が明確でない人、定義づけたくない人など)」の頭文字をとったもので、「+」は、それ以外にもさまざまな性のあり方があることを示しています。

また、多様な性のあり方を尊重し、差別や偏見をなくすための重要な概念として、「性的指向(Sexual Orientation)」と「性自認(Gender Identity)」の頭文字をとった「SOGI」^{P136}が注目されています。

性的マイノリティ(LGBTQ+)の人々に対する知識や理解はまだまだ低く、偏見や差別の壁に苦しむ人々が存在し、性的指向を理由とする差別や、身体の性と心の性の性別違和に悩む人々

が、職場や学校等で嫌がらせやいじめ、差別を受けて苦しんでいます。特に、10代の性的マイノリティ(LGBTQ+)では、自殺念慮の経験は高いという調査もあります。

性的指向や性自認に関するハラスメント(SOGIハラ)も問題となっており、偏見に基づく差別的な言動、望まない性別での生活強要、雇用差別、アウトティング^{P128}などが含まれます。SOGIハラをなくすためには、性的マイノリティ(LGBTQ+)を「いない」ことにしない、性の多様性について知る機会を確保する、差別を許さず多様性を肯定する姿勢を発信することなどが重要とされています。

ハラスメント対策が事業者に義務付けられています。LGBT理解増進法の趣旨や性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性について、広報活動等を通じた知識の普及に努めることが必要です。

また、地方公共団体の職員採用における unnecessary 事項の把握の見直しや、各種ハラスメント防止に向けた取り組みを通じて、職員の理解増進を図ることも課題です。

大阪府では、2019(令和元)年10月に「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」を施行し、職員研修や府民・事業者への啓発、相談支援、パートナーシップ宣誓証明制度の導入などに取り組んでいます。

本市では独自のパートナーシップ制度は導入されていませんが、大阪府の宣誓証明を受けた方の市営住宅への入居が可能になりました。

本市でも、多様な性のあり方を受け入れる社会に向けた啓発活動が必要とされています。

● 「令和6年度人権についての市民意識調査」結果

性的マイノリティ(LGBTQ+)の人権に関して特に問題だと思ふこととして、「性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)に関して、正しく理解されていないこと」が44.7%で最も高く、次いで「偏見による差別的な発言や行動をすること」が39.7%、「学校や職場でいじめや嫌がらせをすること」が35.6%となっています。

女性は男性に比べて、「就職・職場等において不利な扱いをすること」や「『男らしく、女らしく』という考えを押しつけること」などをより問題視する傾向が見られます。

『性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律』の認知状況は「知っている計」が32.8%とまだ低い状況です。

● 理解を深めるための啓発課題

- 性の多様性に関する正しい知識の普及
性的指向や性自認は個人の生まれ持った特性であり、誰もが多様な性のあり方を持っていることを理解する必要があります。
- 差別や偏見がもたらす深刻な影響の認識
性的マイノリティ(LGBTQ+)に対する差別や偏見が、精神的な健康や社会生活に深刻な影響を与えることを認識する必要があります。
- アウティングの禁止の徹底
アウティングが個人の尊厳を深く傷つける行為であることを認識し、いかなる場合も行ってはならないことを徹底する必要があります。
- 「普通」という概念の見直し
「男らしさ」、「女らしさ」、「異性愛」といった固定的な「普通」の概念にとらわれず、多様な価値観を肯定する社会を築くことの重要性を啓発する必要があります。

● めざす姿(目標)

性的指向や性自認に関わらず、誰もが偏見や差別なく、
すべての人が自分らしくありのままに生き、尊重される社会

10. 刑を終えて出所した人の人権

● 条約・法制度の整備状況

2008(平成20)年に「更生保護法」が施行され、保護観察の遵守事項の整理・充実と保護観察の強化による再犯防止が図られています。

2016(平成28)年12月には、「再犯の防止等の推進に関する法律」^{P134}(以下、「再犯防止推進法」という。)が公布・施行され、刑を終えて出所した人等が社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することが基本理念として掲げられています。

● 本市における取り組み

2025(令和7)年3月、再犯防止推進法第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」として、「八尾市再犯防止推進計画」を八尾市地域福祉計画と一体的に策定し、「誰ひとり取り残さないしあわせを感じる共生のまち」の実現に向け、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進するとともに、再犯防止に関する取り組みを推進しています。

● 現状と課題

刑を終えて出所した人とその家族に対する偏見や差別は根強く、就職や住居の確保が困難なため、社会復帰が極めて厳しい状況にあります。本人が地域社会に包摂され、安定した生活を送るためには、本人の更生意欲とともに、周囲の理解と協力が不可欠です。

刑を終えて出所した人等だけでなく、その家族に対する偏見や差別も問題となっており、社会復帰を妨げる誹謗中傷や就職差別等が見られます。社会的に排除され、就労の場を得られないことが、結果として再犯につながる問題も指摘されています。高齢者や障がいのある人における累犯の問題も深刻です。

円滑な社会復帰には本人の強い更生意欲に加え、地域社会が受け入れる周囲の理解と協力が不可欠です。政府は「再犯防止推進計画」において、国民の関心と理解が得られる広報・啓発を行うことを掲げ、「再犯防止啓発月間」や“社会を明るくする運動”を通じて、国民の関心と理解を深めるための広報・啓発活動が推進されています。

刑を終えて出所した人等に対する差別意識の解消に向けた取り組みが求められており、国や大阪府、社会復帰支援組織等との連携が重要です。

● 「令和6年度人権についての市民意識調査」結果

刑を終えて出所した人等に関して特に問題だと思うこととして、「報道、インターネットや地域住民によってプライバシーを侵害され、生活の平穏が保てなくなること」が32.0%で最も高く、次いで「就職や職場において不利な扱いをすること」が28.1%、「相談窓口や支援体制が不十分であること」が23.9%とされています。

● 理解を深めるための啓発課題

- 罪を償った人の社会復帰の重要性の認識
刑を終えた人が社会で再出発できる環境を整えることは、再犯防止にもつながり、安全な社会を築く上で不可欠であることを啓発する必要があります。
- 「更生」への理解と支援の姿勢
罪を償い、更生しようと努力する人を社会全体で温かく受け入れ、支援することの重要性を啓発する必要があります。
- 偏見や差別の解消
「一度罪を犯した人は一生変わらない」といった偏見をなくし、個人の努力や変化を尊重する意識を醸成する必要があります。
- 司法と社会の連携の重要性
刑罰だけでなく、社会全体で出所者の再出発を支えることが、真の更生につながるという認識を広める必要があります。

● めざす姿(目標)

刑を終えて出所した人が社会の一員として受け入れられ、更生し、誰もが偏見や差別なく、地域で安心して生活できる社会

11. 犯罪被害者等の人権

● 条約・法制度の整備状況

2000(平成12)年5月の「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」(犯罪被害者保護法)の施行により、被害者の権利保障が認められ、被害者やその家族が裁判に主体的に関わる道が開かれました。

その後、2005(平成17)年に「犯罪被害者等基本法」が施行され、被害者の権利が明確になるとともに、国などによる支援が義務づけられました。同法に基づき「犯罪被害者等基本計画」が策定され、国民の理解増進と配慮・協力の確保への取り組みが重点課題とされています。

また、2019(平成31)年4月には、大阪府では、「大阪府犯罪被害者等支援条例」が施行され、被害者支援の基本理念や方向性、各主体の責務がより明確になるとともに、府民理解の増進や総合的な支援の実施体制の構築に取り組んでいます。

● 本市における取り組み

2024(令和6)年4月、犯罪被害者等に寄り添い、迅速かつ身近な支援を行うことで犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を図るとともに、市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的として、「八尾市犯罪被害者等支援条例」を施行し、取り組みを進めています。

● 現状と課題

犯罪被害者やその家族は、犯罪そのものによる直接的な被害だけでなく、その後の精神的・経済的な苦痛、社会からの無理解、さらにはマスメディアによる過剰な取材やインターネット上での誹謗中傷などにより、名誉が傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりする問題が指摘されています。

犯罪被害者やその家族は、犯罪による直接的な被害に加え、その後の社会生活でも深刻な困難に直面しています。特に、二次的被害と社会からの孤立が大きな課題です。捜査や裁判の過程で、マスメディアによる過剰な取材や報道、インターネット上での誹謗中傷などによって、精神的苦痛や名誉毀損といった二次的被害が深刻化しています。

また、社会の無理解や偏見から孤立してしまうことも大きな問題です。単に制度を整備するだけでなく、一人ひとりが被害者の置かれた状況を正しく理解し、被害者支援への意識を高めていくことが不可欠です。

政府は、「犯罪被害者等基本計画」に基づき「国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組」を重点課題とし、毎年11月25日から12月1日までを「犯罪被害者週間」として広報啓発活動を集中的に実施しています。

● 「令和6年度人権についての市民意識調査」結果

犯罪被害者に関して特に問題だと思うこととして、「報道、インターネットや地域住民によってプライバシーを侵害され、生活の平穏が保てなくなること」が38.0%で最も高く、次いで「犯罪行為によって精神的、経済的な負担を受けること」が36.3%、「インターネット等で犯罪被害者への誹謗中傷があること」が33.1%となっています。

● 理解を深めるための啓発課題

- 犯罪被害者等が直面する困難の理解

犯罪被害者等がどのような精神的・肉体的・経済的困難に直面するのかを具体的に理解する必要があります。

- 二次被害防止の重要性の認識

安易な憶測や誹謗中傷が被害者をさらに苦しめる二次被害となることを認識し、発言や行動に慎重になる必要があります。

- 被害者支援の必要性の理解

犯罪被害者が社会で孤立することなく、適切な支援を受けられるよう、社会全体で支えることの重要性を啓発する必要があります。

- 司法とメディアの役割の認識

司法機関が被害者の人権に配慮した対応をすること、マスメディアが倫理観を持って報道することの重要性を啓発する必要があります。

● めざす姿(目標)

犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、
誰もが偏見や差別なく、安心して暮らすことができる地域社会

12. その他の人権

(1) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権

● 条約・法制度の整備状況

2006(平成18)年に、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」^{P143}(北朝鮮人権侵害対処法)が施行され、拉致問題等の解決に向けて、関心と認識を深めることが求められており、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を定めています。

● 現状と課題

北朝鮮当局による日本人拉致問題は、国民に対する人権侵害であり、わが国の主権および国民の生命と安全に関わる重大な問題です。

2002(平成14)年9月の日朝首脳会談で北朝鮮側が拉致を認め、5名の被害者が帰国しましたが、他の被害者については未解決のままです。

政府は、2024(令和6)年までに17名を拉致被害者として認定しており、他にも拉致の可能性を排除できない事案があるとの認識の下、所要の捜査・調査を強力に推し進めるなど、全力で真相究明に努めています。

国際社会では、2005(平成17)年以降、毎年国連総会本会議で、2008(平成20)年以降、毎年国連人権理事会で、拉致問題への言及を含む「北朝鮮人権状況決議」が採択されています。

拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、この問題に対する不断の関心と認識を深めるための取り組みが引き続き求められています。国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深めるため、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」に合わせた事業や啓発資料の作成・配布、各種広報活動が推進されています。

教育現場を含む国内地域各層及び各種国際場裡における様々な場を活用し、内外世論の啓発を一層強化することが必要です。国際社会との連携による世論形成も重要です。北朝鮮当局によって拉致された被害者等に関する嫌がらせ等の人権侵害に対しても、相談に応じ、適切な措置を講ずる必要があります。

本市においても、拉致問題の現状と深刻さを定期的に伝え、年齢を問わず市民の関心を高め

るため、定期的に啓発事業を実施し、拉致問題について考える機会を提供するなど、拉致問題解決に向けて取り組んでいます。

● 「令和6年度人権についての市民意識調査」結果

今後学んでみたい人権に関するテーマとして「拉致被害者の人権について」は10.1%となっています。

(2) ホームレスの人々の人権

● 条約・法制度の整備状況

2002(平成14)年には、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(ホームレス自立支援法)が施行され、公園などで野宿生活をやむなくしている人びとに対して、雇用、生活、医療等の総合的支援を行っており、2017(平成29)年には法の期限が10年延長されました。

● 現状と課題

定まった住居を失い、公園や河川、道路、駅舎その他の施設を起居の場所として日常生活を営んでいるホームレスの人々は、依然として多数存在します。

ホームレスの人々は、低栄養、不衛生な環境、厳寒・酷暑など劣悪な環境にあり、嫌がらせや集団暴行の対象になることもあります。路上生活に至る原因は多岐にわたり、経済的理由だけでなく、健康問題、家庭問題、借金など複数の原因が複雑に絡み合うケースも多く見られます。

● 「令和6年度人権についての市民意識調査」結果

ホームレスの人々の人権に関して特に問題だと思うこととして、「居住場所がないなどにより、就労が困難であること」が46.7%で最も高く、次いで「危害を加えたり、嫌がらせをしたりすること」が40.1%、「相談窓口や就労・生活支援体制が不十分であること」が38.2%となっています。

(3) アイヌの人々の人権

● 条約・法制度の整備状況

1997(平成9)年に、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(アイヌ文化振興法、アイヌ新法)が施行され、アイヌの人びとの民族としての誇りが尊重される社会に向け、その歴史、文化、伝統についての理解と認識を深める取り組みを進めてきました。

2019(令和元)年には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」^{P128}が施行されました。この法律は、アイヌの人々が先住民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としています。

● 現状と課題

アイヌの人々は、日本列島北部周辺、特に北海道に先住し、独自の言語、宗教、文化の独自性を有する先住民族です。

アイヌ施策推進法に基づき、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重されるよう、アイヌの伝統等に関する国民の理解を深めることが重要です。何人もアイヌであることを理由に差別してはならないとされていますが、アイヌの人々に対する偏見や差別を解消し、理解を深めるための啓発活動を継続して推進する必要があります。

● 「令和6年度人権についての市民意識調査」結果

今後学んでみたい人権に関するテーマとして「アイヌの人びとの人権について」は6.7%となっています。

(4) その他

● 法制度の整備状況

2004(平成16)年に「戸籍法施行規則」が改正され、婚外子^{P133}については、戸籍上の続柄の記載が嫡出子と同様になりました。

2006(平成18)年に「自殺対策基本法」(自殺対策法)が施行された後、法令改正を経て、社会的な取り組みを進めていくこととなりました。

2015(平成27)年に「生活困窮者自立支援法」^{P136}が施行され、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図る制度がスタートしています。

● 現状と課題

その他、婚外子やその母親、児童養護施設出身者やひとり親世帯に対する差別や偏見が指摘されています。また、ニート^{P138}、ひきこもり^{P140}、中国から帰国した人々、人身取引の被害者などに関わる人権問題も存在します。

社会情勢や生活環境の変化等に伴い新たに意識される人権問題についても、特定の人権課題の当事者だけの問題ではなく、社会全体の課題として、人権尊重の観点から人権教育・啓発を進めていく必要があります。

マスメディアやインターネットが大きな役割を果たす現代社会においては、さまざまな情報に惑わされることなく主体的かつ批判的に情報を読み解く能力(情報リテラシー^{P134})を高めることが重要とされています。